

定例会議 ～2024年1月分～

権利擁護・福祉の倫理・虐待防止

～支援の現場は虐待防止・抑止の最前線です～

～本人の意思の尊重と、
心身の状態・生活状況の保護の
バランスをとりましょう～

【今回の流れ】

- ①アナウンス：ヘルパー募集中、マナーについて
- ②事務連絡
- ③権利擁護・福祉の倫理・虐待防止
 - (1)支援者は虐待防止・抑止の最前線です
 - (2)愚行権について学んで
本人の意思の尊重と、心身の状態、
生活状況の保護とのバランスを考えてみる。
- ④ヘルパー憲章の紹介
- ⑤会議分の感想等を記載し送信。

○ヘルパー定例会議1月分。

感想：＊ 3行程度 コメント下さい ＊

【アナウンス：ヘルパー 大募集中】

■紹介料UPします。(1月から)

①紹介してくれた方には 3万円 (※1) (※2)

②登録してくれた方には 3千円 (登録したら即)

ヘルパー
大募集

※1) 但し、6か月以上、

かつ 100時間稼働後

※2) 紹介者する人は誰でもOK

(利用者様でも誰でも紹介者になれる)



【アナウンス：マナーについて】

～『親しき中にも礼儀あり』、『自分の良心に対して誠実に』～

■挨拶しましょう

■利用者様目線で誠実に

■お金の扱いは慎重に。

①財布からお金やカードを出し入れする時は、目の前で見せる。

②通帳などを置いている場所を、極力、知らないようにしておく。

■支援前より、綺麗な状態に。

①清掃でモノを動かしたら、動かす前の、元の状態に戻す。

②台所など、水回りの水切りししっかりする。

③ご自宅のトイレを借りたら、使う前より綺麗にしておく。

■ゴミは分別。そして、生ごみや排泄物をゴミに出す時は、匂いが漏れないように完全に閉じる。

■嘘は、つかない。

【事務連絡 1】

■リバーランの引継ぎ連絡について。皆様に感謝します。
。改めて皆さんの報告を確認したら、想像以上にしっかりと記入して頂いていました。

ありがとうございます。

今後、よろしくお願ひします。



■正月手当について

12月30日～1月3日に稼働して頂いた方には、
1日につき、1000円付与します。給与に反映。

【事務連絡 2 : リバーランの変更】

■ 2月1日時点から、『引継ぎ事項にコピー』を押すを無くします。2月1日からは、自動的にコピーされます。

《今までの特記事項》

《今までの近況報告》

ご本人の様子
および特記事項

近況報告

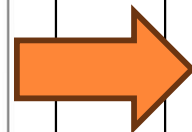
ご本人の様子および特記事項

ここに報告を書く。

**1月までは『引継ぎ事項
にコピー』を押して送信。
2月からは押さずに送信**

引継ぎ事項にコピー

備考にコピー



4.家族を含む環境

特に変化なし

引継ぎ事項

ご本人の様子および特記事項にコピー

備考(ひやりはっと等)

※『備考にコピー』のボタンもなくなる。


【権利擁護・福祉の倫理・虐待防止について】

身体的虐待

- ・体に傷を負わせる暴行を加えること。
- ・正当な理由がないのに身動きの取れない状態にすること。

例：平手打ち、殴る、蹴る、つねる 不用な薬を飲ませるなど

サイン：身体にやけどや小さな傷が頻繁に見られる、急におびえたり、こわがったりするなど。




性的虐待

- ・無理矢理わいせつな行為をしたり、させること。

例：裸にする、性的行為を強要する、キスするわいせつな言葉を使うなど

サイン：ひと目を避ける、部屋に1人でいたがる、肛門や性器から出血や傷がみられるなど。




心理的虐待

- ・著しい暴言や拒絶的な言動や態度などで精神的苦痛を与えること。

例：怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れないなど

サイン：おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす、攻撃的な態度が見られるなど。




放棄・放任 (ネグレクト)

- ・食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をしないで、心身を衰弱させること。

例：十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる。

サイン：身体から異臭がするなど衛生状態が悪い、ひどく空腹を訴え栄養失調が見られるなど。





経済的虐待

- ・本人の同意なしに財産や年金、賃金などを勝手に処分すること。また、正当な理由がなく、金銭を与えないこと。

例：年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使うなど。

サイン：お金を使っている様子が見られない、日常生活に必要な金銭を渡されていないなど。

○ (疑いも含めて)虐待を見つけたら、サ責、管理者に報告して下さい

○ 支援の現場は虐待防止・抑止の最前線です

【経済的虐待を防止した例】

- 高齢の母と息子の二人暮らし。生活保護受給。ゴミ屋敷状態。
- 母は、網膜症により目がほぼ見えない。高齢により判断能力は低下。金銭管理はできない。家のごみも片づけられない。地域包括支援センターが援助を試みるが、過去のトラブルから人間不信となっており、介入を拒否。拒否の意思を示す力はあった。
- 息子は、自閉症を伴う知的障害の成人。週3回の透析。平日は通所。
- ひかりは、透析後に発作・転倒がある息子の為に支援し始める。その内、母も支援者に対して信頼するようになっていった。
- 支援開始から数か月、金銭管理について少しずつヒアリングすると、お隣りの八百屋、魚屋さん等から金銭的搾取されていると思われる事例が多数見つかる。
- 役所と連携し、お母様の金銭管理を事業所がすることに。
- その後、八百屋と魚屋さんの店は潰れました。(原因は不明)

★ヘルパーが虐待、権利侵害等を防止、抑止している例

- ①子供から親への金銭搾取（高齢福祉の現場でよく見られる）
- ②セルフネグレクト状態（ゴミ屋敷、医療拒否、自殺行動）
- ③医療的観点、その他の理由からの強制的な入所
- ④GHへの強引な入所。
- ⑤乳幼児の悪環境（様々な理由により、育児能力が無い場合）

ヘルパーは虐待防止・抑止の最前線で活躍しています。

.....

但し、②～④の例などは、

《本人の意思の尊重》と

《本人の心身の状態および生活の状況への配慮》

について、バランスのある判断が求められます。

→ 後述の愚行権にて説明します。

パーソン・センタード・ケア

認知症という病気を対象としたケアではなく、その人の**生き方や生活に重点をおく**ケアの考え方

サービス提供者側が選択するのではなく、**利用者を中心に**して選択するケア



本人のこれまでの歴史や本人のニーズ、その人らしさをケアの中心におき、**内的体験を聴くこと**にケアの原点をおく考え方

(出典) Kitwood, T. 『Dementia Reconsidered』(1997)

★その人を中心にした ケア★

【愚行権について - 1】

《はじめに 後見人について》

■さまざまな理由で判断能力が低下し、ひとりで法律行為をおこなうことが不可能もしくは困難になってしまった人に代わって法律行為を行う人

■本人の代わりに財産管理。福祉サービスの利用契約締結。など

■「身上配慮義務」を負う。

→「本人の心身の状態および生活の状況に配慮すべき義務」

→「本人の意思を尊重すべき義務」

《愚行と、愚行権について》

■（常識から考えると）単に煙草を吸う、酒を飲む、ギャンブルをするなどの行為を「愚行」と見なされることは少ない。これらの行為が過剰な場合や脱線した行い（病気をしているのに煙草を吸ったり、飲酒をしたりするなどの行為）になると周囲から「愚行」と評価され、阻止・制限される場面が多くなる。

■前提として「公共の福祉に反しない」ことが大枠の条件として有る。

【愚行と評価されえるもの(例)】

愚行	当事者の幸福感(利益)	将来的に想定される不幸
一日100本の煙草を吸う	ストレス解消	肺癌など
肝機能が悪いのに飲酒をする	ストレス解消、良眠	依存症、肝臓癌など
借金をしてギャンブルをする	ストレス解消、褒美	多重債務、依存症など
冬季に軽装で登山をする	達成感	遭難など

■後見人から見て、無駄で下らないと思われる行為をしていることを

- ・本人が主張した場合
- ・意思表示は難しいが過去の生活歴等から意思が想定される場合
後見人はどのように考えていくでしょうか。

① 財産管理が主であり、その他の権限・義務はないので、最初から そうした行為 には関わらない方が良い。

→ 本人意思を尊重。でも、心身状態や生活状況の配慮は？

② 後見人である以上、当然、生活・生命の維持に関わる問題にも積極的に関わる必要があり、無駄で下らない行為は成年後見人としてしっかりと管理していくべきである。

→ 心身状態や生活状況を配慮。でも、本人の意思尊重は？

③ 身上に関わることは義務としてあるが、愚行権を考えると

関わり方が難しい。→ 意思尊重&心身状態や生活状況を配慮。

でも、何か行動を起こすことを躊躇してるだけ？

■難しいと考えるだけで、具体的な対応をしなければ、意味がない。

■愚行権の存在、愚行による利益(幸福感など)、将来的に想定される不幸を換算しながら対応を検討する。

「本人の意思を尊重 と

心身の状態および生活の状況の保護 とのバランス」

を考えて検討する。それが、

「ベストインタレスト(最善の利益)」に繋がる

■支援の現場では、どのように適用できる？

本人の意思を尊重すべき時も、心身状態や生活状況の保護が必要な時も、バランス感覚をもって対応しましょう。片方にのみ、針が触れすぎるのはよくない。

常識 かつ バランスのとれた判断 をしましょう。

→実際、これが一番難しいことではありますが。

【まとめ】

- （疑いも含めて）虐待を見つけたら、サ責、管理者に報告しましょう。
- ヘルパーは虐待防止・抑止の最前線です。
- その人を中心としたケアを意識しましょう（パーソンセンタードケア）
- 「本人の意思の尊重と、心身の状態・生活状況の保護とのバランスをとりましょう

日本ホームヘルパー協会 ヘルパー憲章

- ① 私たちホームヘルパーは、介護・医療・福祉等が連携し、利用者が住み慣れた地域で生活できるよう支援します。
- ② 私たちホームヘルパーは、常に愛情と熱意をもって利用者の自立を助け、家庭の維持と発展を援助します。
- ③ 私たちホームヘルパーは、利用者の尊厳を守り、常に利用者の立場に立ちながら仕事にあたり、利用世帯や地域住民から信頼されるホームヘルパーになります。
- ④ 私たちホームヘルパーは、常に服装や言語に気をつけ、笑顔を忘れず、仕事上で知り得た他人の秘密は口外しないことを約束します。
- ⑤ 私たちホームヘルパーは、常に研鑽に努め、在宅福祉の第一線にある者として、自ら資質向上に努めます。